

## 15世紀ヴェネツィア商人の簿記組織に関する一考察

片岡泰彦

### 第1節 まえがき

ヴェネツィアの起源は、569年、ランゴバルド（Langobard）族がイタリア半島に侵入し、ミラノにまで達した時に始まる。ヴェネツィアの人々は、ランゴバルド族の侵略を恐れ、陸地からラグーナ（潟）の島々へ逃れた。そして、ラグーナの浅瀬の島々を中心に、ヴェネツィアの人々は、自分達の町造りに励んだのである。人々は、最初は衣食住の確保にさえ困難を極めたが、やがて天恵である塩と魚の二大特産で、イタリア本土との活発な取引により繁栄への道を歩み始めた。697年に、ドージェ（元首）を選出し、共和制を確立し、法律を制定したが、ヴェネツィアが都市国家として姿を現すのは9世紀になってからであった。

774年、カール大帝は、ランゴバルド王国に勝利しヴェネツィアを支配することを計画していた。そして810年、カール大帝の子ピピンが、ラグーナまで迫り、征服を目前にしていた。しかし、ラグーナの航行の困難さ、さらにはビザンツ帝国艦隊の来訪によりピピンの侵略は失敗した。12世紀、教皇に味方するゲルフ党とドイツ皇帝に味方するギベリン党がイタリアを二分して戦った。この時、ヴェネツィアは教皇側に味方し、その見返りとして、アドリア海の制海権を得た。1204年、ドージェのエリンコ・ダンドーロの説得により、第4次十字軍は、コンスタンティノープルを攻撃し目的を達した。その時以来、ヴェネツィアは強大な力を獲得し、アドリア海のみならず東地中海における女王となった。13-14世紀は、貿易の競争相手のジェノヴァとの闘争に終始したが、1381年のキオッジャの戦いに勝利し、ジェノヴァを屈服させた。そして、クレタ、ダマルチア、キプロス等を奪い、イーストラ半島、ヴェネト州、フリウリ、ヴェネツィア・ジュリアの諸地域を手に入れた。

14世紀から15世紀にかけて、ヴェネツィアは黄金時代を迎える。ヴェネツィアは、イタリアにおける最強国となった。15世紀のヴェネツィア共和国は、まさに地中海上の覇

者として、「アドリア海の女王」「イタリアの真珠」の名前をほしいままにした。そしてヴェネツィアは、政治的にも、経済的にも、文化的にも極めて高い発展を遂げたのである。例えば、ヴェネツィアは、独自の政治組織を考案し、経済的武器として複式簿記、原料取引所、為替手形、造船業、通信業、保険業、印刷業等を採用した。

ヴェネツィアは、陸上においては、織物業（毛織物、亜麻織物、綿織物、絹織物）、ガラス工業、武器製造のような産業を発展させたが、繁栄の基礎は海上貿易にあった。海上貿易において、都市国家の政府が実行した規制は、ムーダ制度と公定運賃の制度であった。ムーダ制度とは、数隻のガレー船がまとまって航海する船団の制度で、航海期間、荷物の積み下ろしの期間も定められていた。そして船団は、元老院に任命された船長の決定した計画に従い航海し、貿易に従事した。

ヴェネツィアの商人達は、東方、特に黒海、シリア、エジプト、フランダース等で海上貿易を遂行した。ヴェネツィアの商人達によって、ヨーロッパへ持たられた商品には、胡椒、生姜、肉桂、サフラン、明礬、乾燥果実、高級綿、絹織物等があった。逆にヨーロッパから東方へは毛織物、鉱山物（ドイツ産の銀、銅）、穀物、船材、刀剣等がヴェネツィアを玄関として輸出された。

かくして、ヴェネツィアは、地中海そしてアドリア海における最大の商業都市として東西の中継貿易を支配するにいたるのである。その背景には、都市国家の厳格なる監督もあったが、力強いヴェネツィア商人達の活躍があった。ヴェネツィア商人達は、12、13世紀の頃は、「遍歴商業」という形態で商業を実行した時期もあった。しかし、13世紀末、十字軍国家の崩壊の後、「定着商業」の形態が採用されるようになった。ヴェネツィアの商人達は、旅商のような1回の航海を単位とする商業形態を徐々に減少させていく。そして、主としてヴェネツィア、時にはコンスタンティノーブルのような場所に定住し、貿易を営んだのである。まさに、ヴェネツィアの繁栄を支えたのは、ヴェネツィア商人の商業上の力であった<sup>(1)</sup>。

本稿は、現在、ヴェネツィア古文書館に保管されているソランツォ兄弟、アンドレア・バルバリゴそしてジャコモ・バドエル等ヴェネツィアの商人達の会計帳簿を考察することにより、ヴェネツィアの商人達が採用した簿記組織の特徴を明らかにすることを目的としている。なお、ヴェネツィアの商人達の会計帳簿は、かつて筆者がヴェネツィアの国立古

文書館で実際に調査し、持ち帰ったマイクロ・フィルムから再生した会計帳簿を基礎資料としている。

## 第2節 ソランツォ兄弟商会の新元帳

### I 会計帳簿

現在、ヴェネツィアに現存する最古の会計帳簿は、グリマーニ（Grimani）の元帳（1408年－1409年）である。この元帳は、左右貸借の伝統的ヴェネツィア式簿記で記入されているが、複式簿記としては不完全である<sup>(2)</sup>。

次に、ソランツォ兄弟商会の旧元帳（1410年－1417年）と新元帳（1406年－1434年）が、ヴェネツィア国立古文書館に保管されている<sup>(3)</sup>。そして旧元帳は、左右貸借対照の複式で記入され、人名勘定、現金勘定、旅商勘定、商品名商品勘定が記入され、各勘定間には組織的な関連性が見られる。しかし、資本金勘定及び損益勘定が不足している。したがって、複式簿記による会計帳簿とは認め難い。そこで、ここでは省略する<sup>(4)</sup>。

新元帳は、左右貸借対照の複式で記入され、人的勘定、現金勘定、商品名商品勘定、借入金勘定、利子勘定、営業費勘定、家政費勘定、旅商勘定、残高勘定の性格を持つ債権者・債務者勘定、資本金としての性格を有するソランツォ兄弟勘定、ドナード・ソランツォ勘定そして損益勘定等が記帳されている。

そして多くの会計史学者達が、この新元帳に対して複式簿記完全説を主張する。例えば、フォーゴ、バスタ、ペンドルフ、マルティネッリ等は、ヴェネツィア最古の複式簿記による会計帳簿と提唱している<sup>(5)</sup>。したがって、新元帳における各勘定科目、特に現金勘定、資本金勘定、損益勘定及び残高勘定等について解説する。なお、元帳の左右両頁を1フォーリオとし、左右両端最上段に、同じフォーリオ数が記入されている。各勘定の貸借の用語は、左頁・借方を de dar または deno dar で、右側・貸方は de aver または deno aver で統一表示されている。金額欄の貨幣単位は、リラ (lb)、ゾルディ (s)、デナリイ (d)、ピチョーリ (p) で、リラからデナリイまではローマ数字で、ピチョーリのみはアラビア数字で金額が記入されている。そして、1リラは20ゾルディ、1ゾルドは12デナリイ、1デナロは32ピチョーリである。

## II 勘定科目

新元帳における主要な勘定科目は次の通りである。

### (1) 現金勘定

旧元帳では、現金 (Chassa) 勘定と記入されているが、新元帳では手許現金 (Chassa de Chontandi) 勘定と記入されている。現金勘定の左側・借方には、現金の収入が記入され、右側・貸方には、現金の支出が記入される。したがって、この現金勘定の記録を通して、現金の増減と残高が明らかとなる。

### (2) ソランツォ兄弟勘定 (資本金勘定)

ソランツォ兄弟勘定は、ソランツォ家の故ヴィトーレの息子達、ドナード、ジャコモ、ピエロ、ロレンツォ等の兄弟達 (Fraterna zioè ser Donado, Jachomo, Piero Lorenzo, Soranzo fò de miser vitor) の持分を示す勘定である。新元帳の8フォーリオ左頁、161フォーリオ左頁、167フォーリオ右頁の3頁にわたり記帳されている。左側・借方には、兄弟の持分を減少させる勘定科目が、また右側・貸方には、持分を増加させる勘定科目が記入されている。すなわちソランツォ兄弟商会の資本金勘定である。新元帳の最終の損益勘定 (167フォーリオ左頁) のうち、左側・借方の3項目 (損失) が、最終のソランツォ兄弟商会 (167フォーリオ右頁) の右側・貸方に、右側・貸方の2項目 (利益) が、同じくソランツォ兄弟商会の左側・借方に振替えられている。まさに、この最終の損益勘定から資本金勘定たるソランツォ兄弟商会への振替は、注目に値する振替形式と言えよう。

### (3) 損益勘定

損益勘定 (Utele e dano) 勘定は、64フォーリオ左頁、86フォーリオ右頁、156フォーリオ右頁、167フォーリオ左頁の4頁に記帳されている。主として、人名別、商品名別、旅商別に算出された損益計算の結果が、この損益勘定に振替記入されている。左側・借方には損失が、右側・貸方には利益が計上されている。さらに、上述したように損益勘定から資本金勘定への振替記入も見られる。ここでは、定期的な期間損益計算が遂行された訳ではない。しかし、不完全ながらも不定期的な期間損益計算の萌芽を見ることができる。「パチョーリ簿記論」で論述された期間損益計算への思考を十分に推測できるものである。

#### (4) 債権者・債務者（残高）勘定

新元帳の最初の頁（1フォーリオ右側）に記帳された債権者・債務者（Debitore e Chreditori）勘定は、開始残高勘定としての性格を持つ<sup>(6)</sup>。この勘定の左側・借方には、ドナード・ソランツォ他等の人名勘定による負債勘定、ソランツォ兄弟による資本金勘定そして残高勘定が記入され、右側・貸方には、貸付金勘定、人名勘定、旅商勘定、商品名商品勘定、手元現金勘定等の資産勘定が記入されている。この勘定は、旧元帳とは別の前帳簿の76、77、78そして84の各フォーリオに記入されていた各勘定の残高を、新元帳の2フォーリオから8フォーリオまでの各勘定へ繰越すために設けられた開始残高勘定である。すなわち、この勘定には、資産、負債および資本の反対記入がなされ、この勘定の貸借合計金額の一致を持って、勘定繰越の正当性を証明しているのである。当時のヴェネツィア商人の間では、一冊の元帳がしばしばになり、新しい元帳へ各勘定科目を繰越す際には、新しい元帳の頁に、この債権者・債務者勘定が記入され、この勘定を通して、旧元帳の勘定が新元帳の勘定へ繰越されたものと思われる。そしてこの方法は、その後出版される簿記文献（例えばモスケッティの簿記例題）の中での開始残高（Resti tratti dal Libro）として発展していくのである<sup>(7)</sup>。

#### 第1図 ソランツォ兄弟勘定（資本金勘定）

167 フォーリオ右頁	
<p>イエス、1434年</p> <p>ドナード、ジャコモ、ピエロ、ロレンツォ、ソランツォ兄弟の反対勘定は与えるべし、3月の日に、サン・ロレンツォ修道院に贈られた白いダマスクの絹1反の損失に対して、それは請求書の判断に従って命令された勘定を我々が転記した。</p> <p>167 フォーリオ、1b. 4 s. 2 d. 3 p. 25</p> <p>上述の日、損益、アレクサンドリアのガレー船で、5 フィレンツェ・ロールの布のために発生した損失の3分1を我々に割り当てたもの、損益は減少。</p> <p>167 フォーリオ、1b. 1 s. 9 d. 10 p. 21<math>\frac{2}{3}</math></p>	<p>イエス、1434年</p> <p>故ヴィトールの息子達ドナード、ジャコモ、ピエロ、ロレンツォ、ソランツォ兄弟は持つべし、3月の日に、残額は161 フォーリオの残高へ転記した。</p> <p>161 フォーリオ</p> <p>上述の日、ドナードと兄弟そしてドナード自身に属する損益に対して、それはトリポリでいろいろな人々によって購入された綿1袋からの割当てであり、それは請求書の判断に従い命令されたものである。</p> <p>167 フォーリオ、1b. - s. 18 d. 8 p. 24<math>\frac{1}{2}</math></p>

11月の上述の日、請求書の判断に従って、注文されたドナード・ソランツォ氏、上述の事務所の告示で示されたようにソランツォ氏の分を返済するものである。彼のchoriediで不足した残高は、上述のドナード・ソランツォ氏へ転記し、28デウカート6デナリイである。そして1400年から1404年にかけてソリヤでチップと手数料を、上述のドナード氏が41デウカート12デナリイを支払う、上記の2つの合計金額は69黄金デウカート18デナリイである。  
168フォーリオ、1b. 44 s. 3 d. 6 p. -

上述の日、損益、それはソリヤにてドナード氏が売却した天幕606（注）ブラッツァのうちの $\frac{1}{2}$ が我々の利益である。

167フォーリオ、1b. - s. 18 d. 6 p. 24

上述の日、上述の損益、ソリヤでドナード氏が売却した天幕1857ブラッツァの利益のうち我々の分け前。

167フォーリオ、1b. - s. 8 d. - p. 27

（注）ブラッツァまたはブラッチャは、布の寸法の単位で、腕の長さと同様である。地域によって異なるが、イギリス・ヤードの約 $\frac{2}{3}$ ぐらいである。

### 第3節 アンドレア・バルバリゴの会計帳簿

#### I 会計帳簿

アンドレア・バルバリゴ（Andrea Barbarigo）は、典型的なヴェネツィア商人の一人である<sup>(8)</sup>。このアンドレア・バルバリゴの仕訳帳A号（1430年1月2日－1440年8月30日）と元帳A号（1430年1月2日－1440年8月30日）は、現在、ヴェネツィア国立古文書館（Archivio di Stato di Venezia）に、「商業記録、バルバリゴ、第1号及び第2号」（Registri Commerciali, Barbarigo no.1 et no.2）として保管されている。この2冊の会計帳簿は、1430年から1582年にわたるバルバリゴ家の会計帳簿全18冊のうちの、最初の仕訳帳と元帳である。

ヴェネツィア国立古文書館に保管されているグリマーニ、ソランツォ兄弟商会そしてバドエル等の会計帳簿は、元帳のみで仕訳帳が存在しない。

したがって、この時期に仕訳帳と元帳を持つバルバリゴの会計帳簿はパチョーリが解説したヴェネツィア式簿記を考察する上で、極めて重要な地位を占める2冊の会計帳簿である。多くの会計史学者達が、このアンドレア・バルバリゴの会計帳簿に対して、複式簿記の観点から高い評価を与えている。例えば、ベスタ、ペンドルフ、ペラガロ、マルティ

ネッリ等は、アンドレア・バルバリゴ商会の仕訳帳と元帳は、複式簿記の原理が、15世紀のヴェネツィア商人によって完成されたことを証明する一つの実例であると論述している<sup>(9)</sup>。

## II 仕訳帳

アンドレア・バルバリゴの第1冊目の仕訳帳は、フランチェスコ・バルディ (Francesco Bardi) 兄弟商会から、現金4デウカーティ (ducati) 3グロッシイ (g.) 16ピチョーリ (p.) [計算用の貨幣による金額= 8ゾルディ (s.) 3デナリイ (d.) 16ピリョーリ (p.)] を受領する取引をもって開始される。

左側・借方、右側・貸方による記入形式で、借方は per、貸方は a で全体を統一表示している。この貸借を per と a で表示する方法は、その後ヴェネツィアで出版されたパチョーリ、タリエンテ、マンゾーニ、カサノヴァ、モスケッティの文献等でも同様である。この仕訳帳における貸借表示方法は、すでにアンドレア・バルバリゴの時代にヴェネツィアで確立していたものと思われる。

バルバリゴは、仕訳帳では2種類の貨幣制度を用いている。取引の文章内では、実際のデウカート貨幣で記入し、これを最終の金額欄では、計算上のリラ貨幣に換算している。このような方法は、マンゾーニ、カサノヴァ、モスケッティの仕訳帳例題でも同様である。

取引仕訳説明内では、デウカーティ (Duchati)、グロッシイ (g.)、ピチョーリ (p.) の貨幣単位で記帳されたが、金額欄では、リラ (Lire)、ゾルディ (soldi)、デナリイ (denari)、ピチョーリまたはピッコーリ (piccoli) に換算されている。1リラは20ゾルディ、1ゾルドは12デナリイ、1デナロは32ピチョーリである。そして、金額欄の1リラは、実際上の10デウカーティである。

## III 元帳

アンドレア・バルバリゴのA号元帳は、1430年1月2日に始まり、1440年8月30日で終わる。元帳は、左頁に借方を右頁に貸方を、記入する左右両頁が貸借対照の形式で、記録されている。そして、左右両頁が1フォーリオで記入されている。この形式は、ヴェ

ネツィアでは、ソランツォ兄弟商会の旧元帳、グリマーニそしてバドエルの元帳と同様である。

貸借の用語は、借方を de dar または deno dar、貸方を de aver または deno aver で示している。この貸借形式は、グリマーニの元帳、ソランツォ兄弟商会の新・旧元帳も同様である。バドエルも、die dar と die aver で表示しているため、この形式とほぼ同様と考えてよいのである。パチョーリは、貸借用語を、deve dare と deve avere で、またマンゾーニ、カサノヴァ、モスケッティは、die dar と die haver で表示している。

バルバリゴの元帳は、左右上両端のフォーリオ数、左端の取引開始の年号、相手勘定のフォーリオ数、取引説明文の中の日付、最小金額単位のピリョーリ等はアラビア数字で、最上段中央の年号、ピチョーリ以外の金額は、ローマ数字が使われている。元帳の貨幣単位は、リラ、ゾルディ、デナリイ、ピチョーリが、仕訳帳と同様に採用されている。

元帳勘定の借方または貸方のどちらかが、いっぱいになった場合は、貸借の差額を新しい勘定へ繰越しているが、その繰越済の証拠として、左右両頁の借方と貸方を、それぞれ1本の斜線で抹消している。

次に、元帳における資本金勘定、損益勘定、残高勘定、コンパニー勘定等について解説する。

### (1) アンドレア・バルバリゴ（資本金）勘定

アンドレア・バルバリゴ勘定は、2 フォーリオ左右両頁上段に、記帳されている。このアンドレア・バルバリゴ勘定は、資本金勘定と定義付けることができる。

貸方に6つの項目が記入されている。1430年の債権者・債務者勘定、1432年のクリスピナ・バルバリゴ夫人、1434年の受取手数料と給料、事務所の給料、アンドレアとツァン・バルバリゴ、そして損益勘定である。

内容としては、まず債権者・債務者勘定は、前帳簿から繰越された金額であり、バルバリゴが航海へ出る際に、バルバリゴの母が彼に与えたもので、彼の最初の資金である。クリスピナ・バルバリゴ夫人勘定は、クリスピナがバルバリゴに与えた金額を示すものである。そして、受取手数料と給料勘定は、バルバリゴが他の商店で働いて得たものである。アンドレアとツァン・バルバリゴ勘定はバルバリゴが所有する家屋の売却金額の

50%を、バルバリゴが分け前として得たものである。そして、最後に、147 フォーリオの損益勘定の貸借差額の純利益 228 リラ 18 ゴルディ 7 デナリイ 3 ピチョーリが、貸方へ振替記入されている。これは、損益勘定から資本金勘定への振替記入と考えられる。

この貸方の合計金額 443 リラ 16 ゴルディ 6 デナリイ 25 ピチョーリが、借方に記入され、149 フォーリオの決算残高勘定の貸方、150 フォーリオの開始残高勘定の借方の記入を経て、151 フォーリオのアンドレア・バルバリゴ勘定の貸方へ振替えられている。

以上論述したように、この勘定は、アンドレア・バルバリゴ個人が得た純財産の内容を示している。従って、この勘定は、アンドレア・バルバリゴの資本金勘定である。

特に、損益勘定の貸借差額を資本金勘定へ振替える方法は、ヴェネツィアの会計帳簿では、ソランツォ兄弟商会の元帳で、若干の試みがあったのであるが、不完全であった。

その点、バルバリゴは、ヴェネツィア商人の中では、損益勘定を資本金勘定へ振替えた最初の人物である。この手続について、パチョーリも第 34 章において、「この損益勘定によって、利益と損失が確定したならば、この損益勘定を、あなたの営業の最初に、あなたの財産のすべてを記入した資本金勘定へ振替えるのである」と論述している<sup>10)</sup>。

## (2) 損益勘定

損益 (Uteli e dani) 勘定は、3 フォーリオ、90 フォーリオ、そして 147 フォーリオに記録されている。3 つの勘定の左側・借方には、損失または費用項目が、右側・貸方には利益または収益項目が記入されている。

3 フォーリオの損益勘定の貸方の最初には、債権者・債務者を通じて、前帳簿から繰越された利益金額 80 リラ 11 ゴルディ 2 デナリイ 5 ピチョーリが記入されている。そして、3 フォーリオの貸借合計の差額、105 リラ 11 ゴルディ 3 デナリイ 15 ピチョーリを純利益として、90 フォーリオの損益勘定の貸方へ振替えている。さらに 90 フォーリオの貸借合計差額の純利益を 147 フォーリオの損益勘定の貸方へ振替えている。最後に、147 フォーリオの損益勘定の貸借合計差額を、2 フォーリオのアンドレア・バルバリゴ (資本金) 勘定へ振替えている。

バルバリゴが遂行した損益計算は、商品名別、旅商別、人名別そして国債管理局 (Camera di Imprestedi) 別の 4 種に分類できる。

商品名別損益計算は、毛織物、ワイン、フィレンツェの毛織物等において実行されている。これらの商品名別勘定は、主に借方に仕入高と営業費、そして貸方には売上高を記入し、その貸借差額から商品販売益を算出している。

旅商別損益計算は、ロンドンへの旅商、ターナへの旅商、スペインへの旅商、プリマベラへの旅商等の場合である。例えば、19 フォーリオのロンドンへの旅商（Viazoda Londra）勘定の場合は、バラガディン（Baragadin）氏に委託した商品、30 番の金糸が売却され、売上高から仕入高と運送費を差引いた金額 12 ゴルディ 10 デナリイ 12 ピチョーリが、販売利益として算出されている。

国債管理局勘定は、38 フォーリオでは損失、46 フォーリオは利益として、それぞれ損益勘定に記入されている。バルバリゴは、国債管理局に対する支払と受取の差額を、損益として計上しているのである。

この国債管理局は、パチョーリも、第 17 章と第 18 章で述べているように、ヴェネツィア都市国家の重要な機関であった。当時のヴェネツィアでは、国家財源の一手段として、長期国債及び短期国債を発行したが、これらの国債発行を取扱う機関であった。そして、当時のヴェネツィアのリアルトで商売を行うヴェネツィア商人達とは、仕事上の関連があったようである。4 種の勘定で算出された利益または損失は、損益勘定へ集められている。すなわち、損益勘定は、10 年間に 3 回の締切が遂行され、利益から損失を差引くことによって純利益が算出されたのである。そして、最後に純利益を資本金勘定へ振替えているのである。まさに、不定期ではあるが、期間損益計算が実行されていたことになる。

### (3) 債権者・債務者（残高）勘定

債権者・債務者（Debitori et creditori）勘定は、1 フォーリオ、149 フォーリオそして 150 フォーリオに記入されている。1 フォーリオと 150 フォーリオの債権者・債務者勘定は開始残高勘定、149 フォーリオの債権者・債務者勘定は、決算残高勘定と呼ぶべき性質を持つ勘定である。

1 フォーリオの債権者・債務者勘定は、A 号の前元帳から A 号元帳へ繰越すための開始残高勘定である。A 号元帳の 2 フォーリオから 18 フォーリオにかけて記帳された

勘定科目は、この開始残高勘定を通じて、前元帳から繰越されている。したがって、借方には、アンドレア・バルバリゴ勘定、諸負債勘定、損益勘定及び収益勘定が、貸方には諸資産勘定、費用勘定等が記帳されている。

この1フォーリオの左右両頁に記帳された債権者・債務者勘定は、ソランツォ兄弟商会1フォーリオ右頁に記帳された債権者・債務者勘定（開始残高勘定）と類似点を有する。

149フォーリオの債権者・債務者（決算残高）勘定には、1430年から1434年にわたる4年間の期末の残高勘定が集められる。150フォーリオの債権者・債務者（開始残高）勘定には、1435年から開始される勘定残高が集められている。したがって、149フォーリオと150フォーリオの各勘定科目は、貸借が左右逆になっている。例えば、資本金としてのアンドレア・バルバリゴ勘定の残高443リラ16ゾルディ6デナリイ25ピチョーリは、149フォーリオの決算残高勘定の貸方、150フォーリオの開始残高勘定の借方に記入され、最終的には151フォーリオのアンドレア・バルバリゴ勘定の貸方へ繰越記入されている。

この債権者・債務者勘定は、期末及び期首の各勘定残高を明確にするとともに、仕訳帳から元帳への転記の正当性を検証する残高試算表としての性格を有している。

このバルバリゴの債権者・債務者勘定は、後にカサノヴァが文献の元帳の例題で示した「この元帳残高」（*resti di questo libro*）と同様の目的を持つ勘定である。

#### (4) コンパニー勘定

209フォーリオには、カペロ・コンパニー（正式には*Ser Vettor capero e compagni*）勘定が記帳されている。この勘定の内容は、カペロ・コンパニーとの取引内容を示したものである。ここでは損益（*Utele e dano*）計算が遂行され、利益額が算出されている。

ヴェネツィアにも、コンパニー（組合）組織が存在していた一つの証拠と言えよう。

## 第2図 アンドレア・バルバリゴの決算概略図

アンドレア・バルバリゴ(資本金)勘定 2				債権者・債務者(開始残高)勘定 1			
債権者・債務者	443	債権者・債務者	20	アンドレア・バルバリゴ	20	諸費用	×××
		増	加 ×××	損	益 80	資	×××
		損	益 228	諸負債他	×××	産	×××
	443		443		507	用	×
		損	益 147			損	益 3
損	失 ××	損	益 ××	損	失 ××	債権者・債務者	80
アンドレア・バルバリゴ	228	利	益 ××	損	益 105	利	益 ××
	×××		×××		117		117
						損	益 90
		損	失 ××	損	失 ××	利	益 105
		損	益 ××	損	益 ××		益 ××
			×××		×××		×××
債権者・債務者(決算残高)勘定 149							
		アンドレア・バルバリゴ	443				
(1430年~1434年)							
(1435年)							
債権者・債務者(開始残高)勘定 150				アンドレア・バルバリゴ(資本金)勘定 151			
アンドレア・バルバリゴ	443			債権者・債務者	443		

## 第4節 ジャコモ・バドエルの元帳

### I 会計帳簿

ジャコモ・バドエル (Giacomo Badoer) の元帳は、現在、ヴェネツィアの国立古文書館 (Archivio di Stato di Venezia) に保管されている<sup>(11)</sup>。ジャコモは、元帳の中では、ヤコモ・バドエル (Jachomo Badoer) と記入しているが、ドリーニとベルテレ (Dorini e Bertelè)、ゼルビ (Zerbi)、マルティネッリ (Martinelli) 等の文献では、ジャコモ・バドエル (Giacomo Badoer) と記帳している<sup>(12)</sup>。したがって、ジャコモ・バドエルで統一することとする。バドエルの元帳は、縦 30cm、横 22cm、厚さ 7cm の大型の帳簿である。元帳全体は 418 カルタ (=フォーリオ)、936 頁 (=ページナ) からなる<sup>(13)</sup>。

最初の頁には、「1436年、神の名の元に、多くの利益を上げるよう、私ジャコモ・バドエルはコンスタンティノーブルへの旅を記帳する、この場所において、1436年9月2日正午、ガレー船のキャプテン ピエロ・コンタリーニ氏とともに。」と記録されている<sup>14)</sup>。

最初の取引が記帳されたのは1フォーリオの1436年9月2日である。そして最終頁の418フォーリオにはバドエルの最後の取引を記帳した1440年2月26日の記録が見られる。したがって、この元帳は、1436年9月2日から1440年2月26日までの3年6ヶ月にわたる、コンスタンティノーブルを中心とした取引の記録と言える。1フォーリオから50フォーリオまでの100頁が、1436年の部分、51フォーリオから179フォーリオまでの256頁が1437年の部分、180フォーリオから318フォーリオまで279頁が1438年の部分である。そして319フォーリオから418フォーリオまでの200頁が1439年の部分である<sup>15)</sup>。

## II 帳簿組織

バドエルは、多くのメモを使用したと思われるが、仕訳帳は採用せず、元帳のみを記帳した。パチョーリヤコトルリが論述した日記帳、仕訳帳そして元帳の3冊の帳簿制は採用されていない。ソランツォ兄弟商会と同様である。バドエルの元帳は、1フォーリオの左頁に借方、右頁に貸方を記入する左右両頁が貸借対照の形式を持つ。左頁の借方は *diè dar* (与えるべし)、右頁の貸方は *diè aver* (持つべし) で統一されている。元帳では、勘定科目のどちらかの反対の勘定を記入する場合に、反対勘定 (*al'inchontro*) という言葉を採用している。例えば、6フォーリオの左頁貸方のサバスティアン氏の息子・私・ジャコモバドエル (*Mi Jachomo Badoer fo de miser Sabastian*) 勘定に対し、右頁借方は、ジャコモ・バドエル反対 (*Jachomo Badoer a l'inchontro*) 勘定と記入されている。これと同様の方法は、ソランツォやバルバリゴの帳簿にも見られる。また、マンゾーニも、例題の中で反対 (*all'inchontro*) 勘定を採用している<sup>16)</sup>。

バドエルは、元帳のカルタの数字、日付、金額等をすべてアラビア数字で記帳している。ただ、元帳の頁の最上段中央に記帳された年号だけは、アラビア数字の中に、一部ローマ数字が見られる。元帳の右端に記入された金額の貨幣単位は、ビザンティンの貨幣単位であるペルペロ (*perpero = perp.*)、カラティ (*charati = car.*)、そしてクアルタ (*quarta = q.*) で計算し記入されている。そして1ペルペロは24カラティ、1カラティは

4クアルタである。バドエルの元帳では、勘定の借方か貸方のどちらかがいっぱいになり、余白がなくなったときに、この勘定は、すべて次の同じ勘定に繰越されている。その際、元帳の左右両頁は、繰越しが行われた時点で、各勘定科目ごとに、勘定いっぱい一本の斜線が引かれている。この繰越済みの抹消方法は、グリマーニ、ソランツォの新元帳、そしてアンドレア・バルバリゴの仕訳帳そして元帳の場合も同様である。ヴェネツィアの商人達の慣習であったと思われる。

### Ⅲ 勘定科目

バドエル元帳の1フォーリオから418フォーリオ、すなわち836ページナ（頁）には、全部983の勘定科目が記帳されている。ただし、1つの勘定科目が何回も繰越されている。したがって、すべての勘定科目を整理すると、460の勘定科目が記入されている。これら460の勘定科目の中には、現金（Cassa）勘定、私・ジャコモ・バドエル勘定（＝資本金勘定）、人名勘定、損益（Utel e dano）勘定、商品名商品勘定、旅商（Viazio）勘定、保険料（Segurtá）勘定、受取手数料（provixion）勘定、営業費（spexe）勘定、ジャコモ・バドエルの費用勘定（spexe de Jachomo Badoer）、コンパニア（Chonpagnia）勘定、債権者・債務者（debitori e creditor）勘定（＝残高勘定）他等多くの勘定名が記帳されている。

#### (1) 現金勘定

現金（Cassa）勘定の左側・借方には、現金の収入が記入され、右側・貸方には現金の支出が記入されている。したがって現金勘定の記録を通して、現金の流れがたえず把握されることとなる。この現金勘定から判断する限り、バドエルにとって現金の収入と支出そして残高が極めて重要であったことが明白となる。

#### (2) 私、ジャコモ・バドエル（＝資本金）勘定

私・ジャコモ・バドエル（mi Jachomo Badoer）勘定について、ベスタ、ゼルビ、ペラガロ、マルティネッリ等も資本金勘定と称している<sup>17)</sup>。この勘定の右側・貸方にはバドエルの自己財産の増加を、左側・借方には自己財産の減少を記帳している。

6 フォーリオの私・ジャコモ・バドエル勘定は、貸方がいっぱいになった1438年3月22日に締切られて、貸方残高が199 フォーリオの貸方へ繰越されている。そして199 フォーリオで1439年2月26日に締切って、貸方残高を417 フォーリオの貸方に繰越している。417 フォーリオでは、右側・貸方に199 フォーリオからの繰越高7,569 ペルペロ 21 カラティに増加額199 ペルペロ 19 カラティが記入され、左側・借方に減少額1,284 ペルペロ 32 カラティが記帳されている。したがって、残高が6,484 ペルペロ 8 カラティとなる。したがって、ジャコモ・バドエルの、コンスタンティノーブルでの最終の資本金額は、6,484 ペルペロ 8 カラティということになる。

### (3) 損益勘定

損益 (utel e dano) 勘定は、65 フォーリオ、306 フォーリオ、367 フォーリオ、405 フォーリオにそれぞれ記帳されている。左側の借方には損失項目が、右側の貸方には利益項目が記帳されている。

65 フォーリオの最初の損益勘定は、右側の貸方がいっぱいになった1438年12月22日に勘定は締切られる。そして貸方・利益から借方・損失及び費用を差引いた差額、2,127 ペルペロ 12 カラティを純利益として306 フォーリオの損益勘定の貸方へ振替記入している。306 フォーリオの損益勘定も、貸方がいっぱいになった1439年10月10日に勘定の締切が行われる。そして貸借差額の3,467 ペルペロが367 フォーリオの損益勘定の貸方へ記入される。367 フォーリオでは貸借の差額3,208 ペルペロ 19 カラティが純利益として405 フォーリオの損益勘定の貸方へ記帳される。405 フォーリオにおける最終の損益勘定の貸借差額から、純利益3,352 ペルペロ 11 カラティが算出される。この3,352 ペルペロ 11 カラティが、ジャコモ・バドエルの3年6ヶ月にわたる商売の純利益となる。3年6ヶ月の期間に、4回の損益計算が遂行されたことになる。すなわち、不定期ではあるが、期間損益計算が実行されたのである。損益計算の内容は、商品名別、旅商別、為替別、人名別の4種に分類できる。

第1の商品名別の損益計算は、錫 (Stagni)、私の胡椒 (Piper de mia)、毛織物 (Pani) そして銅 (Rame) 等他の多数の商品名勘定で実行される。これらの商品名勘定は、主として左側・借方に仕入高と営業費そして右側・貸方に売上高を記入し、その貸借差額か

ら損益を算出しているものが多い。詳細は次の諸種の商品名勘定で解説する。

第2の旅商別の損益計算は、40 フォーリオのメッシーナ及びサラゴーサの旅商 (Viazo da Messina e Saragoxa) のように、左側・借方に仕入高と損益が、また右側・貸方に2人の人名勘定が記帳されている。すなわち、1436年12月4日に仕入れた銅を、旅商の結果、1436年12月4日に Todaro Vatazi へ掛で、1437年8月22日にカルツィの Nofrio へ同じく掛で売上げ、売上高から仕入高を差引いた金額 138 ペルペロ 16 カラティを利益として計上しているのである。

第3の為替別損益計算は、106 フォーリオの「私の為替勘定」(Chanbii de mia raxon) のように、ヴェネツィアのイエロニモ・バドエルへの送金為替が、為替変動相場により、為替差益が発生したような場合である<sup>18)</sup>。

#### (4) 諸種の商品名商品勘定

バドエルが扱った商品としては、胡椒、丁字、生姜、錫、蠟、銅、鉄、木材、毛織物、絹布、綿布、糸、硫黄他等であった。これらの諸種の商品名商品勘定、その販売形式から大きく3つに大別することができる。

第1は、受託販売方式による場合、第2は、仕入販売方式による場合、そして第3は、旅商方式による場合である。

第1の受託販売方式は、9 フォーリオの錫のような場合であって、借方には、ガレー船の船賃、倉庫への運送費及び倉庫からの運送費、仲介手数料、倉庫保管料等の営業費、関税、私・ジャコモ・バドエルの受取手数料そしてピエロ・ミキエル氏が記入され、貸方には、3人の人名勘定と現金勘定が記入されている。

この勘定の内容は、ピエロ・ミキエル氏から受託を受けた私・バドエルが、錫を一部現金・一部掛で売上げた場合である。

バドエルの受託販売者としての受取手数料が売上高から2% 差引かれ、残高はミキエル氏勘定へ振替えられている。したがって、この場合は、錫の売上原価は記帳されず、バドエルは売上高から支払った営業費と関税と受取手数料を差引き、差額はすべて受託者のミキエル氏へ振替えているのである。

## (5) 保険料勘定

保険料 (Segurtá) 勘定は、22 フォーリオ、248 フォーリオ、320 フォーリオ、375 フォーリオ、392 フォーリオ、333 フォーリオに記帳されている。この保険料勘定は、バドエルが、海運保険業務を遂行していたという事実を示すものである。すなわち、バドエルは、コンスタンティノープルから地中海、黒海そしてアドリア海へと運搬される船荷の保険業務を引き受けていたのである。彼が最初に引き受けた海運保険は、1436年10月12日、コンスタンティノープルからヴェネツィア向けの Piero di Belveder 氏の船に積み込まれた Alvixe Arduin の荷物 200 デウカート (Duç.) である。バドエルは Alvixe Arduin から6%の受取手数料として40ペルペロ12カラティを受領している。保険料の率は、業務の内容によって、3%から19%という幅がある。375 フォーリオの保険料勘定によると、3年6ヶ月にわたる全受取保険料から、損失額を差引いた(純)受取保険料は218ペルペロ16カラティとなる。さらに392 フォーリオの保険料勘定では同じく(純)受取保険料176ペルペロ6カラティが算出されている。そして、この2つの受取手数料218ペルペロ16カラティと176ペルペロ6カラティが、416 フォーリオの残高勘定 (Saldo di questo libro) へ繰越されている。

## (6) 受取手数料勘定

「私・ジャコモ・バドエルの受取手数料 (provixion de mi Jachomo Badoer) 勘定は、受託販売における売上高の2%の受取手数料を計上した勘定である。したがって、バドエルの営業活動中の主要な利益項目である。内容としては、毛織物、銅、錫、蠟他等の商品を取扱うことによって得た手数料である。

## (7) 営業費勘定

営業費 (spexe de mercadantie) は、個々の商品売上のために発生した諸費用で、船賃、運送料、仲介手数料、倉庫保管料のような少額の金額を、合計して計上するために記帳されている。相手勘定としては借方には現金払いの場合として現金勘定が、また掛払いの場合として人名勘定が、そして貸方には諸種の商品名が記入されている。営業費勘定は、17、78、137、174、232、290、315、339、372、409の各フォーリオに記

帳されている。そしてそれぞれ勘定がいっぱいになった時点で締切られ、次の勘定へ繰越される。

#### (8) ジャコモ・バドエルの費用勘定

ジャコモ・バドエルの費用勘定 (spexe de Jachomo Badoer) は、バドエル自身の取引のために支出した諸費用が、詳細に記帳されている。この勘定は、41、139、187、301、357、380 の各フォーリオに記帳されており、最後の 380 フォーリオ勘定の貸借は締切られて、借方残高が 416 フォーリオの「この元帳の残高」(Saldo de questo libro) 勘定の借方へ繰越されている。

#### (9) コンパニア勘定

コンパニア (Chonpagnia) 勘定は、164 フォーリオ、220 フォーリオそして 224 フォーリオに記帳されている。164 フォーリオのコンパニア勘定は、私・ジャコモ・バドエルとピエロ・ミキエル (Piero Michiel) 及びジェロニモ・バドエル (Jeronimo Badoer) が、コンパニア (=組合) 契約を結び取引を遂行した場合である。また 220 フォーリオと 224 フォーリオのコンパニア勘定は、アレッサンドロ・ツェン (Alesandro Zen) とバドエルがコンパニア契約を結び、取引をした場合である。それぞれ、債権・債務の関係が記帳されている。そして、それぞれコンパニアにおける債権・債務の差引差額が 416 フォーリオの残高 (Saldo de questo libro) 勘定に振替えられている。ここでは、損益計算は発生していない。パチョーリが解説しているコンパニアの制度を、ヴェネツィア商人が採用していた一つの証といえる<sup>19)</sup>。

### 第 5 節 ヴェネツィア商人の会計帳簿における簿記組織の特徴

(1) ヴェネツィアの商人達は、会計帳簿として仕訳帳及び元帳の 2 帳簿制の知識を有していた。

ソランツォそしてバドエルは、元帳のみを採用した。しかし、バルバリゴ家は、仕訳帳及び元帳の 2 帳簿制を約 150 年間 (1430 年 - 1582 年) にわたり採用し続けたのである。そして、ヴェネツィア式簿記を論述したパチョーリは、日記帳、仕訳帳、元帳

第3図 ジャコモ・バドエル損益勘定

(借方)	1437年	(貸方)	65フォーリオ
損失	ベルベロ 321.	カラティ 4.	利益
残高を(306フォーリオへ繰越)			ベルベロ 2,448.
	2,127.	12.	カラティ 16.
	2,448.	16.	2,448.
			16.
	1438年		306フォーリオ
損失	236.	20.	(65フォーリオから) 繰越
残高			2,127.
	3,467.	0.	12.
			利益
			1,576.
	3,703.	20.	8.
			3,703.
			20.
	1439年		367フォーリオ
損失	( 405.	0.)	繰越
残高			3,467.
	(3,208.	19.)	0.
			利益
			146.
	(3,613.	19.)	19.
			3,613.
			19.
	(なし)		
	1439年		405フォーリオ
損失	378.	11.	(3,208.
残高			19.)
	(3,352.	11.)	利益
			522.
	(3,730.	22.)	3.
			(3,730.
			22.)

1438年12月22日  
締切・繰越

1439年10月10日  
締切・繰越

締切・繰越なし  
合計は貸方のみ

締切・繰越なし  
貸借合計なし

の3帳簿制を採用した。多分、このヴェネツィア商人の2帳簿制に日記帳を加え、解説したものと思われる。さらに、パチョーリ以後、ヴェネツィアで出版されヴェネツィア式簿記を論述したマンツォーニ(1534年)、カサノヴァ(1558年)そしてモスケッティ(1610年)の簿記書も、仕訳帳と元帳の例題を作成し、2帳簿制を論述している<sup>20</sup>。なお、バルバリゴが、仕訳帳から元帳へ各勘定を転記した転記方法の実例は、パチョーリが簿記書(第16章)の中で論述した転記方法と極めて類似している。ヴェネツィアの会計実務が、「パチョーリ簿記論」に影響を与えた一つの証と言える。

(2) 仕訳帳の貸借用語は per と a で、元帳の貸借用語は die (de) dar と die (de) aver で記帳した。

バルバリゴは、仕訳帳の貸借用語を左側・借方は per で、右側・貸方は a で記帳している。そしてパチョーリも、仕訳帳の貸借用語を per と A で論述している。さらに、マンゾーニ、カサノヴァ、モスケッティ等も仕訳帳の貸借用語を per と a または A で解説している。ソランツォ、バルバリゴ、バドエルは、元帳の貸借用語を、左側・借方を de (die, deno) dar (=与えるべし)、右側・貸方を de (die, deno) aver (=持つべし) で記帳している。パチョーリも、元帳の貸借用語を deve dare (=与えるべし)、deve avere (=持つべし) で論述している。そしてマンゾーニ、カサノヴァ、モスケッティも、貸借用語を die dar と die haver で解説している。これらの貸借用語の形式は、ヴェネツィアの商人達の間で統一的に採用されたものである。そしてパチョーリによって論述され、パチョーリ以後の簿記書に引き継がれていったのである。

(3) 現金勘定を採用し、たえず現金の収入と支出の流れを把握した。

ヴェネツィア商人達は、元帳の中に現金勘定を採用し、日常の現金の増加と減少の流れを記録することによって、キャッシュ・フローの動きを明確にすることを努めた。現金勘定は、元帳の記入がいっぱいになった時に、次の現金勘定へ繰越すという方法を採用した。パチョーリも、簿記論の第1章で、商人にとって最も重要なものは、「現金とすべての実在する他の資産である」と述べている<sup>(2)</sup>。

(4) 資本金勘定を採用した。

ヴェネツィア商人達は、資本金という言葉は記帳しなかったが、それぞれ人名勘定をもって資本金としての勘定を表示した。すなわち、単に資本金として示すのではなく、人名勘定をもって、誰の資本金であるかを表わしたのである。この人名による資本金勘定は、出資者の自己財産の増加と減少を示す勘定であった。ただし、パチョーリは資本金 (Cavedale) という言葉で論述した。そして、マンゾーニ、カサノヴァ、モスケッティ等も資本金という言葉で解説している。

(5) 損益勘定を記帳し、不定期な期間損益計算を遂行した。

ヴェネツィアの商人達は、まず商品名別、旅商別、人名別、国債管理局別、コンパニア別に損益を計算した。そしてこれらの諸勘定の損益額を損益勘定へ振替えた。さらに損益勘定は不定期ではあるが、勘定を締切り純利益を算出した。ここでは期間収益－期間費用＝純利益の算出方法が採用されたことになる。すなわち、全体的な損益計算を試みる努力が十分遂行されていたのである。この方法は、パチョーリの1年を単位とする期間損益計算へと引き継がれていくのである。

(6) 損益勘定の差額を純利益として資本金勘定へと振替えている。

アンドレア・バルバリゴのように、ヴェネツィア商人は、ある期間の損益勘定の差額を純利益として資本金勘定へ振替えている。これは、純利益を資本金の増加とみなし、資本金の増額をめざしたものである。パチョーリも、簿記論の第34章で「この損益勘定によって、利益と損失が確定したならば、この損益勘定を、あなたの営業の最初に、あなたの財産のすべてを記入した資本金勘定へ振替えるのである。」と論述している<sup>22)</sup>。

(7) 残高勘定を採用した。

ヴェネツィアの商人達は、債権者・債務者 (Debitori e Chreditori) 勘定を記帳した。この勘定には、資産勘定、負債勘定、資本金勘定等の貸借差額が振替えられている。したがって、この勘定は、残高勘定または残高試算表としての性格を有するものである。パチョーリも、簿記論の第14章、第34章、第36章で、この残高勘定または残高試算表 (= ビランチオ) について詳述している。

(8) コンパニーまたはコンパニアの制度を採用した。

ヴェネツィアの商人達は、コンパニー (compagni、バルバリゴ) またはコンパニア (chonpagnia、バドエル) の勘定を記帳している。そしてこの勘定では、債権・債務関係のみならず損益計算も遂行されている。ヴェネツィアでもコンパニーまたはコンパニアのシステムが存在していたのである。パチョーリも簿記論の第21章<sup>23)</sup>と商業論の論文第1<sup>24)</sup>で、コンパニア (compagnia) とコンパニー (compagnie) について詳述して

いる。

(9) 会計帳簿を記帳するに際し、神（キリスト教）への祈りの言葉を記入している。

ヴェネツィアの商人達は、会計帳簿に記帳する前に、神への祈りの言葉をささげ、正直に記録することの誓いをたてたのである。ヴェネツィアの商人達の中に、キリスト教が広く布教していたことは事実である。なお、パチョーリは、フランチェスコ (Francesco) 修道会コンヴェンツァル (Conventuale) 派の修道僧であった。したがって、

第4図 ヴェネツィア商人の簿記とパチョーリ簿記論との比較

		ヴェネツィアの商人			パチョーリ 簿記論	
		ソランツォ 兄弟商会	アンドレア・ バルバリゴ	ジャコモ・ バドエル		
年数		1406 - 1434	1430 - 1440	1436 - 1440	1494	
会計帳簿		(新) 元帳	仕訳帳・元帳	元帳	日記帳・仕訳帳 元帳	
貸借用語	仕訳帳		per (借) a (貸)		Per (借) A (貸)	
	元帳	借方	de (deno) dar	de (deno) dar	die dar	deve dare
		貸方	de (deno) aver	de (deno) aver	die aver	deve avere
勘定科目	現金	有	有	有	有	
	資本金	人名勘定	人名勘定	人名勘定	資本金 (cavedale)	
	損益	有	有	有	有	
	残高	有	有	有	有 (ビランチオ)	
	商品名 商品	有	有	有	有	
	コンパニア (組合)	無	有	有	有	
損益計算		人名別、商品名別、旅商別、損益計算（期間損益計算の萌芽あり）	人名別、商品名別、旅商別、国債管理局別 → 不定期的期間損益計算	人名別、商品名別、旅商別、為替別 → 不定期的期間損益計算	商品名別、旅商別 → 定期的期間損益計算（1年間）	

彼の簿記論の中には、宗教上の教えが多く、鏤められている。

## 第6節 あとがき

複式簿記は、13世紀から14世紀にかけての中世イタリアの都市国家の商人間で生成されたと考えられている。この説を複式簿記中世イタリア起源説と呼ぶ。この説は、さらに、どの都市を最初の起源とするかという観点から、トスカーナ説、ジェノヴァ説、ロンバルディーア説、そしてヴェネツィア説に分類される。

これらの説は、複式簿記は、ある都市で発生し、それが他の都市へ伝えられたと考えるものである。そして各説は、各都市の古文書館に現存する会計帳簿の分析結果から推定されたものである。しかし、この起源説という観点からすると、現存するヴェネツィア商人の会計帳簿は、すべて15世紀のものである。他の都市国家の13-14世紀の会計帳簿と比較すると、年代的に遅いという問題があった。すなわち、ヴェネツィア説を否定する説もあった。しかし、ペンドルフによると<sup>28)</sup>、フィレンツェの国立古文書館に保管されているフィレンツェのパリアーノ・デイ・フォルコ (Paliano di Folcho) の白色帳簿Aと称する1382年の商業帳簿及び同古文書館に保管されているフィレンツェの商人アメリコ・ベンチ (Americo Benci) の1459年の秘密帳にも、「私は、ヴェネツィア方式 (alla viniziana) で記入した」と記録されている。また、1435年に商事裁判所へのベルツィ (Peruzzi) 兄弟会社の申立の記録にも、「ヴェネツィア方式で記録した」と記されている。ヴェネツィアには現存する14-15世紀の会計帳簿は残されていないが、すでに13-14世紀にヴェネツィア方式の簿記法が定着していたと推定することは可能である。したがって、ヴェネツィア起源説を、1つの学説として十分承認されるべきである。そして、最近では、一都市を複式簿記の起源とする説を否定し、複式簿記は13-14世紀のイタリアの諸都市で同時期に生成されたと考えられる、複式簿記起源論同時期説が一般的と思われるのである<sup>29)</sup>。

ヴェネツィア商人達の現存する会計帳簿を考察した結果、次のごとく内容が明確となった。ヴェネツィアの商人達は、元帳のみを採用する商人もいたが、仕訳帳と元帳の2冊を採用する商人もいた。したがって、1帳簿制または2帳簿制が存在していた。さらに、この仕訳帳においては、左側・借方そして右側・貸方という左右貸借対照の二重形式がとら

れた。また仕訳帳から転記された元帳の勘定においても、左側・借方そして右側・貸方の左右貸借対照という二重形式が採用された。リトルトンが解説するところの帳簿の二重性 (duality of books)、勘定形式の二重性 (duality of account form)、転記の二重性 (duality of the postings of an entry) の条件を確立していたことになるのである<sup>87)</sup>。さらに勘定については、現金勘定、資本金勘定、損益勘定、残高勘定、商品名商品勘定、コンパニア勘定、人名勘定、旅商勘定他等が採用されていた。損益計算については、まず商品名別そして旅商別他等 1 回ごとに計算が遂行された。そして算出された利益または損失を損益勘定に集計して、その差額から純損益を計算する方法が行われた。不定期ではあるが期間計算が実行されていたのである。

ヴェネツィアの商人達の会計帳簿は、パチョーリの論述した簿記法のみでは説明できない多くの記録を有していた。しかもパチョーリ簿記論を実例化したマンゾーニ (1534 年)、カサノヴァ (1558 年)、モスケッティ (1610 年) 等の簿記例題にも見られない複雑かつ高度な簿記技術が見られた。まさに、ヴェネツィアの商人達は、複式簿記の構造を十分に完成させていたのである。

1494 年、ヴェネツィアで出版された「スムマ」の中で、ルカ・パチョーリは、「確実に賛美されているヴェネツィア方式を、我々は採用しよう<sup>88)</sup>」(簿記論第 1 章) と記述した。そして、パチョーリはヴェネツィア商人達の実践上の簿記法を、理論上の簿記法として解説した。このパチョーリが論述した複式簿記法は、16 世紀以後、全ヨーロッパ中に伝播した。それは、多くの出版された簿記文献の中で、ヴェネツィア式簿記またはイタリア式簿記として解説されたのである。

まさに、ヴェネツィア商人達が採用した簿記実務を基礎として、パチョーリが論述した複式簿記は、その後の簿記理論及び会計学に多くの影響を与え続けていくこととなるのである。

## (注)

- (1) ヴェネツィア共和国については、次の文献を参照されたい。拙著『イタリア簿記史論』森山書店、1988 年、107 - 109 頁、122 - 123 頁。ウィリアム・H・マクニール、清水廣一郎訳『ヴェネツィア』

講談社学術文庫、2013年9月10日。

- (2) グリマーニの元帳については、筆者の現地調査によれば、横 23cm、縦 30cm、厚さ 1.5cm の帳簿でペルガメント（羊皮紙）の表紙がついている。1 フォーリオ右頁から 31 フォーリオ左頁までの 53 頁にわたり、1408 年 3 月 2 日から 1409 年 4 月 17 日までの会計記録がなされている。
- (3) ソランツォ兄弟商会の旧元帳は、縦 41cm、横 30cm、厚さ 2cm で、現存するのは 17 フォーリオ右頁から 68 フォーリオ左頁までの 102 頁である。新元帳は、縦 42cm、横 30cm、厚さ 5cm で、1 フォーリオ右頁が 168 フォーリオ左頁までの 334 頁が保管されている。

Archivio di Stato di Venezia, Registri Commerciali, I Libri della Fraterna Soranzo Cartella No.14.

- (4) ソランツォ兄弟商会の旧元帳については、拙著『イタリア簿記史論』36 - 40 頁を参照されたい。
- (5) 詳しくは、拙著『イタリア簿記史論』37 - 38 頁を参照されたい。なお参考文献は、次の通りである。Fogo, J.R. "A History of Book-Keeping" in R. Brown ed., *A History of Accounting and Accountants*, London, 1905, p.101. Penndorf, Balduin, *Luca Pacioli, Abhandlung über die Buchhaltung 1494*, Stuttgart, 1933, SS.7-9. Martinelli, Alvaro, "Notes on the Origin of Double Entry Bookkeeping," *Abacus*, vols.13, No.1, 1977, p.24. Besta, Fabio, *La Ragioneria, Ragioneria Generale*, Volume III, Milano, 1922-1929, p.303.

- (6) Besta, *La Ragioneria*, p.304.

- (7) 例えば、1610 年にヴェネツィアで出版されたモスケッティの簿記書の元帳の（決算）残高勘定が一つの例である。拙著『イタリア簿記史論』290 頁参照。

- (8) アンドレア・バルバリゴの家柄は貴族であった。彼の父親は、アレクサンドリアを中心に地中海を巡航するガレー船の船長であった。しかし、冬期に船がダルマチア地方の海岸近くで難破してしまった。その時、父は救済義務を怠ったと判断され、10,000 デウカート の罰金を課せられたのである。バルバリゴ家は、財政上困難な状況に陥った。貧乏となったバルバリゴは、当時の貴族の子弟の例に倣って、ガレー船の弓矢の戦士として働く決意をした。やがて、バルバリゴは、親族の援助と母から贈与を受けた多額の現金を元手にヴェネツィアを中心とする商業取引に従事し、成功を収める。そして、彼はバルバリゴ家の当主となり、ヴェネツィアに土地を有する商人兼貴族としての身分を確立する。1449 年、バルバリゴは、50 歳で没するが、彼が遺した財産は、10,000 デウカートから 15,000 デウカートと言われる。

- (9) 詳細については、拙著『イタリア簿記史論』54 - 55 頁を参照されたい。

Besta, *La Ragioneria*, p.309. Penndorf, a.a.O., S.14. Peragallo, E. *Origin and Evolution of Double Entry Bookkeeping*, New York, 1938, p.36. Martinelli, A., *The Origination and Evolution of Double Entry Bookkeeping to 1440*, 1974, p.867.

- (10) Pacioli, Luca, *Summa*, 1494, Venezia, p.209. (簿記論の 34 章)

- (11) ヴェネツィア国立古文書館では、Cinque Savi alla mercanzia, Busta no.958 と記録されている。

- (12) Dorini e Bertelè eds., *Il Libro dei Conti di Giacomo Badoer*, Liberia dello Stato, 1956. Zerbi, Tommaso, *Le Origin della Partita Doppia*, Milano, 1952, pp.396-412. Martinelli, *The Origination and Evolution of Double Entry Bookkeeping to 1440*, 1974, pp.887-900.

- (13) 左右 2 パージナ (pagina = 頁) が 1 カルタ (carta) すなわち 1 フォーリオ (foglio) である。

- (14) 原文は次の通りである。

Al nome de Dio e de bon guadagno, libro de mi Jachomo Badoer del viazo da Constantinopoli, nel qual luogo zunsi a di 2 setembre 1436 a mezo zorno chon le galie chapetanio miser Pieno Chontarini.

- (15) 詳細については、拙著『イタリア簿記史論』73 - 75 頁を参照されたい。

- (16) マンツォーニの簿記書については、拙著『イタリア簿記史論』265 頁を参照されたい。

Manzoni, Domenico, *Quaderno doppio col suo giornale, novamente Composto*, Venezia, 1540.

- (17) Besta, F., op.cit., p.311. Zerbi, T., op.cit., p.401. Peragallo, E., op.cit., p.593. Martinelli, A., op.cit.,

p.896.

- (18) 詳細は、拙著『イタリア簿記史論』90頁を参照されたい。
- (19) パチョーリのコンパニー (Compagnie) 及びコンパンパニア (Compagnia) に関する詳細な解説については、拙著『複式簿記発達史論』大東文化大学経営研究所、2007.3. 110 - 111 頁及び拙著『イタリア簿記史論』211 - 213 頁を参照されたい。
- (20) マンゾーニ、カサノヴァ及びモスケッティの簿記文献については、拙著『イタリア簿記史論』257 - 296 頁を参照されたい。
- (21) Pacioli, *Summa*, 198 フォーリオ裏頁 (198 Fo. Verso)。拙著『イタリア簿記史論』174 頁。拙著『複式簿記発達史論』107 - 110 頁を参照されたい。
- (22) 拙著『イタリア簿記史論』233 - 237 頁。
- (23) 拙著『前掲書』211 - 213 頁。
- (24) 拙著『複式簿記発達史論』111 頁。
- (25) Penndorf, *Luca Pacioli*, 1933, S.20.
- (26) 同時期説についての詳細は、拙著『複式簿記発達史論』48 - 51 頁を参照されたい。
- (27) Littleton, A. C. *Accounting Evolution to 1990*, New York, 1966, p.24. 片野一郎訳『リトルトン会計発達史』同文館、昭和 27 年、42 頁。
- (28) Pacioli, *Summa*, 198 フォーリオ裏頁。拙著『イタリア簿記史論』175 頁。